

○八幡市障害者自立支援医療特別対策事業実施要綱

平成20年2月20日告示第9号

改正

平成24年6月28日告示第45号

八幡市障害者自立支援医療特別対策事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、京都府障害者自立支援医療特別対策事業に基づき、身体障害者（身体障害児を含む。以下同じ。）の健康の保持と福祉の向上を図るため、八幡市障害者自立支援医療特別対策事業（以下「事業」という。）の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

(事業)

第2条 事業は、八幡市に居住地を有し、かつ、身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）に規定する身体障害者手帳の交付を受けている身体障害者（生活保護法（昭和25年法律第144号）に規定する扶助を受けている世帯に属する者を除く。）であって、次の各号のいずれかに該当するもの（以下「対象者」という。）に対し、対象者が国民健康保険法（昭和33年法律第192号）による被保険者又は別表第1に定める医療保険各法（以下「医療保険各法」という。）による被保険者、組合員若しくは被扶養者（以下「被保険者等」という。）として負担すべき医療費の一部を助成するものとする。

(1) 呼吸器の機能障害によりその障害の程度が身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号。以下「省令」という。）別表第5号に定める3級に該当する者であって、在宅酸素療法を受けているもの

(2) 呼吸器の機能以外の障害によりその障害の程度が省令別表第5号に定める3級に該当し、在宅酸素療法を受けている者のうち、特に知事が必要と認めるもの

(3) ぼうこう又は直腸の機能障害における障害の程度が省令別表第5号に定める3級に該当する者であって、当該機能障害の原因疾患又はストマ周辺の感染防止等のための治療を受けているもの

(助成する医療費の範囲)

第3条 前条に規定する医療費の対象となる医療の種類は別表第2に定めるものとし、医療費の範囲は同表に定める額（附加給付が行われる場合その他医療に関する法令等の規定により当該対象者の負担が軽減される場合においては、当該定める額から当該軽減される額を控除して得られた額）以内とする。

(申請等)

第4条 助成を受けようとする者は、申請書に次に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1) 身体障害者福祉法の規定に基づく医師の作成する意見書

(2) 身体障害者手帳の写し

(3) 受信者の名前が記載されている被保険者証、被扶養者証、組合員証等の医療保険の加入関係を示すもの

(4) 受診者の属する世帯（省令で定めるところによる自立支援医療における世帯をいう。）の所得の状況等が確認できる次の資料

ア 市民税非課税世帯については、市民税の課税状況が確認できる資料

イ 市民税非課税世帯については、障害基礎年金等受給者に係る収入が確認できる資料

(決定等)

第5条 市長は、前条の申請を受理したときは、その内容を審査のうえ助成の適否を決定し、申請者に通知する。

2 市長は、助成することを決定したときは、申請者に受給者証を交付する。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、事業の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成20年1月1日以降の診療に係る医療費から適用する。

附 則（平成24年6月28日告示第45号）

この要綱は、平成24年7月1日から施行する。

別表第1（第2条関係）

1	健康保険法（大正11年法律第70号）
2	船員保険法（昭和14年法律第73号）
3	私立学校教職員共済法（昭和28年法律第245号）
4	国家公務員共済組合法（昭和33年法律第128号）
5	地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）
6	高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）

別表第2（第3条関係）

医療の種類	医療費の範囲
1 第2条第1号又は第2号に掲げる者の在宅酸素療法に係る医療	対象者が、国民健康保険法又は医療保険各法の規定により左欄に掲げる医療の給付を受けた場合に被保険者等として負担すべき額から左欄に掲げる医療に要する費用の額の10分の1に相当する額（以下「自己負担額」という。）を控除して得られた額。ただし、1月当たりの自己負担額が次に掲げる対象者の区分に応じてそれぞれに定める額を超えるときは、対象者が国民健康保険法又は医療保険各法の規定により左欄に掲げる医療の給付を受けた場合に被保険者等として負担すべき額から当該定める額を控除して得られた額 (1) 市民税非課税世帯のうち対象者本人の年収が80万円以下の収入区分（以下「非課税区分」という。）に属する者又は障害基礎年金1級のみの受給者若しくは障害基礎年金1級及び特別障害者手当の受給者 1,250円 (2) 市民税非課税世帯のうち非課税区分以外の収入区分に属する者 2,500円 (3) 市民税課税世帯のうち市民税所得割額（障害者自立支援法施行令（平成18年政令第10号）第35条第2号に規定する合算した額をいう。以下同じ。）が3万3千円未満の者 2,500円 (4) 市民税課税世帯のうち市民税所得割額が3万3千円以上3万5千円未満の者 5,000円 (5) 市民税課税世帯のうち市民税所得割額が23万5千円以上の者 20,000円
2 第2条第3号に掲げる者の当該機能障害となった原因疾患及びストマ周辺の感染防止等の治療に係る医療	